

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和8年4月17日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

甲府市女性起業等支援業務

2 業務概要

本業務は、起業してみたいという想いはあるが、何からどう始めたらよいか知りたい、自分自身のやりたいことを見つけ起業や活動を始めたい、起業等に向けた準備を進めたい等の様々な想いを持つ女性を対象に、各段階に応じた研修等を実施し、やりたいこと、挑戦したいことを明確化し、実現に向けた切れ目のない起業等支援体制を構築することで、女性の起業等を支援することを目的とした業務である。

3 履行期限

契約締結日から令和9年3月26日(金)までとする。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本業務と類似した起業に係る研修等支援の実績を有していること。
- (2) 本業務を受託した場合、甲府市（以下「市」）との打合せ等に迅速に対応できる体制を整えられること。
- (3) 市区町村税の滞納がない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも

該当していない者であること。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」）または法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 告示の日以前6か月以内に手形または小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き開始または民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

5 手続等

- (1) 甲府市女性起業等支援業務公募型プロポーザル実施要項（以下「実施要項」）、仕様書、甲府市女性起業等支援業務企画提案書等作成要領・様式集（以下「作成要領」）を甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出期間及び提出先については実施要項を、企画提案書の作成については作成要領を参照すること。

6 連絡先

甲府市 市民部 市民総室 人権男女参画課 女性活躍係

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号（甲府市役所本庁舎4階）

TEL 055-225-3940（直通）

電子メール danjyoks@city.kofu.lg.jp